

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和4年12月7日

（令和4年度諮問第16号）

答申日：令和6年6月21日

（令和6年度答申第1号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和2年9月25日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定による保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年11月29日付け審理第14号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年12月7日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書の4に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書の6(2)に記載のとおりと判断する。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人が処分庁に提出した令和2年1月30日付け「生活保護法による保護申請書」には再支給を求める保護費の具体的な額の記載がないが、審査請求人が令和元年12月末に紛失したとして保護費を再支給してほしい旨、令和2年1月6日、処

分庁に申し立てた（以下「本件申立て」という。）内容並びに同年9月25日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）及び令和3年1月13日付け意見書の記載内容を踏まえると、審査請求人が再支給を求めたのは令和2年1月分として支給された保護費のうち〇〇円程度に相当する額の保護費（以下「本件保護費」という。）であり、このことについて争いはないものと認められる。

- (2) 保護費の再支給は、法により定められたものではなく、処分庁に法的に義務付けられたものではないが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の4(1)の「災害のために前渡保護金等（審査会注：前渡された保護金品又は収入として認定された金品を指す。以下同じ。）を流失し、又は紛失した場合」又は同(2)の「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当するときは、保護費を再支給できるとされており、処分庁においても、局長通知第10の4に沿って保護費の再支給を行っていることが認められる。

審査請求人が本件保護費を失ったことについては、災害によるものでないことは明らかであり、本件が局長通知第10の4(1)に該当する余地はないことから、本件処分の当否については、審査請求人が本件保護費を失ったことが局長通知第10の4(2)に該当するかどうかにより判断されることとなる。

- (3) 審査請求人が本件保護費を失ったことが局長通知第10の4(2)に該当するかどうかについては、次のとおりである。

ア 審査請求人は、令和元年12月末に銀行で本件保護費を出金した後、広島県庁（広島市中区基町）に行った際に、カバンの口が開いており、本件保護費を紛失したとして、直近の処分庁の開庁日であった令和2年1月6日に本件申立てを行ったことが認められる。

審査請求人側は、令和2年1月27日以降、本件保護費については遺失ではなく盗難により失ったと述べ、申述内容が変遷しており、また、本件保護費を失った場所についても、本件申立ての際は広島県庁だったと説明していたが、令和2年1月27日の警察への届出では、本件保護費を出金した銀行（B銀行b支店）から自宅までの間（なお、広島県庁は、銀行と自宅の間の経路上にはない。）とし、その後、同月29日にはC（広島市中区小網町）で電気治療を受けていた際に眠っていた間としており、申述内容が変遷している。

このように審査請求人側の申述が変遷したことについては、令和2年1月6日に処分庁職員が審査請求人の五男に対して、本件保護費の紛失は、審査請求人に過失があり、災害や強盗など不可抗力によるものではないため、保護費の再支給はできない旨説明したことを踏まえたものであることが強く推認されるところであり、また、本件保護費を失ったことについての本件申立てにおける申述内容（紛失）及び警察への当初の届出内容（遺失物横領）を覆すような客観的事情も認

められない。

イ 審査請求人は、審理員意見書3(1)イ(ア)のとおり、令和2年3月24日付けで窃盗を被疑事実とする告訴が受理されており、本件保護費は窃盗により失われたものである旨主張している。

しかしながら、ケース記録等の記載によると、処分庁は、令和2年1月28日、同月31日及び同年2月12日に、警察への届出状況を確認した上で本件処分を行っており、本件保護費は、本件申立ての時点では遺失物として、また本件申請及び本件処分の時点では占有離脱物として届けられており、窃盗による届出はされていなかったことが認められる。

なお、審査請求人によると、当該告訴については、警察による捜査がなされたものの、被疑者の特定には至っていないとされている。

ウ また、局長通知第10の4(2)の「その他不可抗力」について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問16によると、「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」と示されているところ、審査請求人が「社会通念上一般的に要求される程度の注意」をしていたにもかかわらず、本件保護費を失ったことをうかがわせる客観的事情も認められない。

エ 以上のことからすると、審査請求人が本件保護費を失ったことについて、「盗難、強奪その他不可抗力」によるものとして局長通知第10の4(2)に該当するとは認められないから、保護費が再支給できる場合には該当しない。

#### (4) 本件処分の理由について

ア 令和2年2月13日付け保護申請却下通知書（以下「本件処分通知」という。）によると、本件処分の理由について、局長通知第10の4に定める要件に該当しないことのほか、「現時点（審査会注：本件処分の時点。以下同じ。）では、2月分保護費が支給されており、既に急迫状態を脱しているため、今後の再支給はできません。」と記載されている。この記載からすると、本件処分において、処分庁は、審査請求人が急迫状態を脱した後、すなわち令和2年2月分の保護費が支給された後の時点をもって、保護費の再支給の可否を判断したものと認められる。

イ しかしながら、局長通知第10の3によると、保護の開始時期は「急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」とされている。この趣旨からすると、保護費の再支給の可否についても、原則として、再支給の申請のあった日時点の状況で判断すべきものと解され、また、処分庁も、処分庁回答書7(5)イ及びウにおいて、保護費の再支給の可否は申請日時点の状況で判断すべきものであるとして、本

件処分通知の「却下の理由」の記載は不適切であったことを認めている。

ウ したがって、本件処分通知の「現時点では、2月分保護費が支給されており、既に急迫状態を脱しているため、今後の再支給はできません。」との記載は、誤りであったと認めるほかない。

- (5) 以上のことからすると、前記1(4)のとおり本件処分通知に記載された本件処分の理由の記載には一部誤りがあったことが認められるものの、本件保護費の再支給が認められないことは前記1(3)のとおりであるから、結果として本件処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に処分理由の記載誤りを理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を補正した上で、再度、保護申請却下処分が行われることとなるにすぎない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

### 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年12月7日）

#### 2 第1回審議（令和6年3月11日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第74条の規定による調査権限の行使として、審査請求人及び処分庁に対して本件の事実経過についての陳述を求めることとし、その旨の決議を行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により行った。

#### 3 第2回審議（令和6年4月19日）

- (1) 前記2(2)の調査権限の行使に対して処分庁は本件の事実経過について陳述した。  
なお、審査請求人に対しても本件の事実経過について出頭して陳述するよう事前に通知したが、審査請求人は何ら応答せず、出頭もしなかった。
- (2) 本件審査請求に係る審議を行った。

#### 4 第3回審議（令和6年6月21日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

#### (1) 法

第7条に「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と、第8条に「保護は、厚生労働大臣の定める基準

により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第24条第1項に「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」と、同条第3項に「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と、同条第4項に「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と、同条第9項に「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」とそれぞれ規定されている。

## (2) 局長通知

保護の開始時期については、急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされ（第10の3）、扶助費（審査会注：保護費を指す。以下同じ。）の再支給については、前渡保護金品等を失った場合で、災害のために前渡保護金品等を流失し、若しくは紛失した場合又は盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合に該当するときは、失った日以後の該当月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるとされている（第10の4(1)及び(2)）。

## (3) 課長通知

扶助費の再支給については留意すべき事項が以下のとおり示されている。

### 「1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

#### (1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

#### (2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

### 2 調査及び指導等

#### (1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

#### (2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこ

と。

### 3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

### 4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」

#### (4) 生活保護別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）

「前渡された保護金品を災害盗難等により失った場合、必ず再支給しなければならないか。」については、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとすべきである。」とされている（問10-16）。

(5) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条の規定により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。

(6) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

(7) 局長通知及び課長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされており、処分庁において法第24条第9項において準用する同条第3項に基づき保護変更申請に対する審査を行うに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の審査基準として位置付けられている。

(8) また、厚生労働省からは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを基にした生活保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が作成されている。

(9) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

## 2 理由

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人について、①保護費の再支給の要件に該当しないこと、②令和2年2月分の保護費が支給され既に急迫状況を脱していることを理由に行われたものである。

(2) 保護費の再支給については、法により定められたものではないが、局長通知第10

の4において、「(1)災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合」、  
「(2)盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当する  
ときに行うことができるとされている。

(3) これを本件についてみると、審査請求人が本件保護費を失ったことについては、  
災害によるものでないことは明らかであり、本件が局長通知第10の4(1)に該当する  
余地はないことから、本件処分の当否については、審査請求人が本件保護費を失っ  
たことが局長通知第10の4(2)に該当するかどうかにより判断されることとなる。

(4) 審査請求人が本件保護費を失ったことが局長通知第10の4(2)に該当するか、以下  
検討する。

ア 「盗難、強奪」に該当するかについて

(ア) 審査請求人は、本件審査請求書において窃盗を被疑事実とする告訴が受理さ  
れており、本件保護費は窃盗により失われたものである旨主張するが、ケース  
記録等の記載によると、処分庁は、令和2年1月28日、同月31日及び同年2月  
12日に、警察への届出状況を確認した上で本件処分を行っており、審査請求人  
が本件保護費を失ったことについては、本件申立ての時点では遺失物として、  
また本件申請及び本件処分の時点では占有離脱物として届けられており、窃盗  
による届け出はされていなかったことが認められる。(なお、審査請求人によ  
ると、当該告訴については、警察による捜査がなされたものの、被疑者の特定  
には至っていないとされている。)

加えて、本件保護費を失ったことについての本件申立てにおける申述内容（  
紛失）及び警察への当初の届出内容（遺失物横領）を覆すような客観的事情も  
認められない。

(イ) 審査請求人は、本件保護費を失ったことについて、令和元年12月31日にD警  
察署へ遺失として届け出た上で、令和2年1月6日の本件申立ての際は処分庁  
に対して、令和元年12月末に銀行で本件保護費を出金した後、広島県庁（広島  
市中区基町）に行った際に、かばんの口が開いており、本件保護費を紛失した  
と述べていたが、令和2年1月27日以降は、本件保護費については遺失ではな  
く盗難により失ったと述べ、申述内容が変遷している。なお、本件保護費を失  
った場所についても、本件申立ての際は広島県庁だったと説明していたが、令  
和2年1月27日の警察への届出では、本件保護費を出金した銀行（B銀行b支  
店）から自宅までの間とし、その後、同月29日にはC（広島市中区小網町）だ  
ったとしており、申述内容が変遷している。

このように審査請求人側の申述が変遷したことについては、令和2年1月6  
日の本件申立てのときに処分庁職員が審査請求人の五男に対して、本件保護費  
の紛失は、審査請求人の過失によるものであり、災害や強盗など不可抗力によ  
るものではないため、保護費の再支給はできない旨説明して以降、審査請求人

が本件保護費を失った理由を盗難と述べるようになったことからすると、再支給が認められる理由を処分庁職員から聞き知った審査請求人が、再支給を認められるように本件保護費を失った理由を変更したことがうかがわれる。

イ 「その他不可抗力」に該当するかについて

局長通知第10の4(2)の「その他不可抗力」について、課長通知第10の間16によると、「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」とされているところ、審査請求人が「社会通念上一般的に要求される程度の注意」をしていたにもかかわらず、本件保護費を失ったことをうかがわせる客観的事情も、認められない。

ウ 以上のことからすると、審査請求人が本件保護費を失ったことについて、「盗難、強奪その他不可抗力」によるものとして局長通知第10の4(2)に該当するとは認められないから、保護費が再支給できる場合には該当しないとの処分庁の判断は妥当であったと認められる。

(5) 本件処分の理由について

ア 本件処分通知には、局長通知第10の4に定める要件に該当しないことのほか、「現時点では、2月分保護費が支給されており、既に急迫状態を脱しているため、今後の再支給はできません。」と記載されている。

この記載からすると、本件処分において、処分庁は、審査請求人が急迫状態を脱した後、すなわち令和2年2月分の保護費が支給された後の時点をもって、保護費の再支給の可否を判断したものと認められる。

イ しかしながら、局長通知第10の3によると、保護の開始時期は「急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」とされている。この趣旨からすると、保護費の再支給の可否についても、原則として、再支給の申請のあった日時点の状況で判断すべきものと解され、また、処分庁も、処分庁回答書7(5)イ及びウにおいて、保護費の再支給の可否は申請日時点の状況で判断すべきものであるとして、本件処分通知の「却下の理由」の記載は不適切であったことを認めている。

ウ したがって、本件処分通知の「現時点では、2月分保護費が支給されており、既に急迫状態を脱しているため、今後の再支給はできません。」との記載は、誤りであったと認めるほかない。

(6) 以上のことからすると、前記2(5)のとおり本件処分通知に記載された本件処分の理由の記載には一部誤りがあったことが認められるものの、本件保護費の再支給が認められないことは前記2(4)のとおりであるから、結果として本件処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に処分理由の記載誤りを理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を補正した上で、再度、保護申請却下処分が行われることとなるにすぎない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

### 第6 付言

処分庁は、平成30年に審査請求人の五男から「審査請求人に関することについては、いかなることも事前に連絡してほしい」との要望を口頭で受けた後、審査請求人の五男に代理権を付与する旨の書面を徴するなど、審査請求人の意思を確認する方法を取らないまま、長年にわたり審査請求人の五男との間で連絡や関係書類の送付等を行っていた。このような処分庁の対応は、個人情報保護の観点や生活保護制度の運用上、好ましくないといわざるを得ない。

今後、同様の事案が発生した場合、処分庁においては、代理権付与に関する書面を徴するなど、申請者本人の意思の確認を適切に行うことが望ましい。

### 広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。